

令和8年度奈良県みんなでのしむ大芸術祭
「みんな アート・ライブ」開催業務委託仕様書

I. 業務概要

1. 適用範囲

本業務は、奈良県みんなでのしむ大芸術祭実行委員会（以下「甲」という。）が委託事業者（以下「乙」という。）に委託して実施する「みんな アート・ライブ」開催業務（以下「本業務」という。）。

2. 「みんな アート・ライブ」について

(1) 実施目的

奈良県では、『「みんな」が参加し、「たのしむ」ことができる芸術祭』をコンセプトに、令和8年9月1日から11月30日までの3ヶ月間にわたり、「奈良県みんなでのしむ大芸術祭」を開催する。

本業務では、県内で芸術文化活動をしている個人・団体に対して、発表の場を創出するほか、より多くの人々が芸術文化に触れる機会を設け、にぎわいを創出することを目的とする。

(2) 開催日時及び開催場所等

- ① 開催日：令和8年10月18日（日）
- ② 開催時間：10時～16時（想定）
- ③ 場所：県営馬見丘陵公園 大型テント
- ④ 来場予定者数：3,000名
- ⑤ 入場料：無料

3. 業務内容

(1) 委託期間

契約日から令和8年12月25日（金）までとする。

(2) 内容

以下①～⑧の業務を一括して委託する。

本業務の実施にあたっては、業務の目的に沿って実施し、来場予定者数を達成するよう来場者の興味を引く企画、演目全体を通して楽しんでいただける工夫を行うこと。また、障がいのある人もない人も来場し、楽しめるよう配慮すること。

① 下記ア～イを含む「みんな アート・ライブ」の企画・実施

ア 目玉となるアーティストによるパフォーマンス（30分以上の出演） ※1

イ 県内外の芸術文化活動団体によるパフォーマンス（公募出演団体、3～4組） ※2

※1 目玉となるアーティストは、令和8年8月発行予定の「みんな公式ガイドブック」

「みんな公式 Web サイト」において、インタビュー記事の掲載が可能なアーティ

ストを選出すること。（インタビュー時期は令和8年5月頃を予定）

※2 公募出演団体については、10名以上（想定）の団体とする。

② 公募出演団体の申込受付、調整、連絡

ア 出演者希望申込のためのWebフォームの作成・管理

イ 出演者希望申込の受付（Webフォーム）、問い合わせ対応（出演者辞退に伴う対応を含む。）

ウ 出演団体の選考

甲と協議の上、出演団体を選考すること。なお、出演団体の最終決定は甲が行うこととする。

エ 出演団体との連絡・調整（進行に必要な演出、ステージ設営等必要な各種調整）

※なお公募出演団体の募集は7月中旬～8月中旬を想定。

※公募出演団体との具体的な調整方法（連絡手段、専用窓口の有無等）については乙で検討し、甲の承認を得て実施すること。

③ 運営マニュアル等の作成及び配布

ア 運営マニュアル（タイムスケジュール・設営・実施体制・警備・会場略図等）

イ 進行台本及び構成（映像・音楽・演出・出演者・アナウンス・会場略図等）

④ 会場設営

ア 会場等設営計画に基づく会場レイアウト図の作成

会場レイアウト図に基づく資機材（音響設備、電源設備等）の手配、運搬、設置、機器類の操作及び撤去。なお、資機材には電子ピアノ等の楽器を含む。

※舞台・会場の設営及び撤去作業は、会場が指示する時間に行うこと。開催日前日から設営を行い、当日撤去することを想定。

イ ステージの設営及び撤去（任意）

ステージを設置する場合、規格は任意とするが、10名以上の団体がステージ上でパフォーマンスできるよう留意すること。また、出演者がステージに収まらない場合を想定し、ステージ下の前約2mは舞台として使用できるようにすること。

ウ バリアフリーへの配慮

バリアフリーに配慮し、障がいのあるなしに関わらず誰もが出演・鑑賞しやすい会場設営とすること。

エ その他会場設営等に関して必要な業務

⑤ 「みんなアート・ライブ」の手配・進行

ア 出演者（司会者含む）の手配、スケジュール管理、出演内容の調整及び当日の送迎・アテンド

司会者については任意の1名とする。

- イ 必要な照明・音響・映像等資機材及び進行運営備品、大道具・小道具、美術、衣装及び消耗品の手配
- ウ 開催に必要な全てのスタッフの手配（会場内のスタッフ及び技術管理スタッフ等含む）
- エ 案内サイン、装飾物、その他仮設物等の準備、設営、撤去及び管理
- オ 会場、控え室（テント）等実施に係る諸室の手配
- カ 湯茶等出演者控え室に必要な備品、ケータリングの準備
※湯茶、ケータリング等については、公募出演団体分は不要とする。
- キ 必要に応じた実施における警察・自治体・地元団体等の関係各所との調整
- ク 雨天時に必要な備品、消耗品等の準備
- ケ 緊急事案等対応
- コ 想定される緊急事案の体制、連絡網の整備、スタッフの教育及び対応
- サ 駐車場の交通誘導を含む会場における必要な警備体制
- シ 開催当日の問い合わせ窓口の設置（電話）
- ス 公募出演団体用イベント保険への加入
- セ イベント開催に伴う著作物等使用に係る権利処理の手続き（原盤権等権利処理を含む）
※ただし、公募出演団体の出演にかかる権利処理の手続きは公募出演団体自身で行うものとし、委託費には含まない。

⑦ 会場案内誘導業務

- ア 会場案内誘導計画の策定
- イ 案内誘導に必要な資機材の手配
- ウ 会場等における案内誘導、出演者・観覧者の誘導及び安全確保
- エ 苦情や報道等の対応
- オ その他会場案内誘導業務に関して必要な業務

⑧ 障がいのある人への配慮

出演者、来場者等全ての障がいのある人に配慮した仮設物の設置及びスタッフ対応含む
会場展開

4. 実施計画書の提示及び業務の進捗管理

- (1) 乙は、甲の意図及び目的を十分理解した上で、本業務を総括する責任者及び適正な人員を配置し、甲との連絡・調整を密にしつつ、効率的に業務を進めること。
- (2) 適切な実施体制とスケジュールにより業務を実施することとし、業務の実施に当たっては、進捗状況及び今後の進め方等を甲に逐次報告するほか、必要に応じて甲と打合せを行うこと。
- (3) 本仕様書に定めのない事項については、その都度甲の指示を受けて処理すること。

- (4) 乙は、甲から業務の進捗状況を把握するために資料等を要求された場合は、速やかに提出すること。また、甲からの要請に応じて、別途開催される会議がある場合には、必要な資料を提供するとともに、必要に応じて会議に出席すること。
- (5) 会場設営・撤去費、問合せ窓口設置に係る経費、交通費・弁当代等飲食費、看板・サイン・キャプション等に係る制作・設置費、照明・音響・映像等資機材に係る経費、会場要員（受付・案内係等）に係る経費、写真等による記録に係る経費、保険料、著作物等使用に係る経費等あらゆる場面で想定される経費等本事業の実施に必要な一切を委託費に含む。

5. 成果品、納期及び納入場所

(1) 成果品

- ① 台本等
- ② 運営マニュアル
- ③ 業務報告書
- ④ 記録写真データ

上記①～④について電子ファイル（オンラインストレージ、またはBD、USBメモリなどの電磁的記録媒体）で提出すること。

(2) 納期

令和8年12月25日（金）

(3) 納入場所

〒630-8501 奈良市登大路町 30
奈良県みんなでたのしむ大芸術祭実行委員会事務局
（奈良県創造部文化振興課内）

(4) その他提出物

乙は、別途甲が定める書類（業務完了届、請求書等）を提出するものとする。

6. 著作権の帰属

この契約により作成される成果品の著作権等の取扱いは、以下に定めるところによる。

- (1) 成果品の著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む。）は、甲に無償で譲渡するものとする。
- (2) 甲は、著作権法第20条第2項第3号又は第4号に該当しない場合においても、本業務目的の範囲において、仕様書等で指定する物件を改変することができるものとする。
- (3) 納入される成果品について、第三者が権利を有する著作権が含まれる場合には、乙は、当該既存著作物等の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に関わる一切の手続きを行うこ

と。

(4) 乙は、甲の事前の同意を得なければ、著作権法第 18 条及び第 19 条を行使することができないものとする。

7. 契約に関する条件等

本業務の契約金額には、本業務に関わる一切の業務を含む。

8. 貸与資料

甲が保有する資料について、業務遂行上必要であれば乙に貸与するものとする。乙は甲の指示に従い、借用書を甲に提出のうえ資料の貸与を受けるものとし、本業務の完了後は、速やかに借用した資料を甲に返却しなければならない。

9. 秘密の遵守等

乙は、本業務実施中に生じる全ての成果品を、甲の許可なく他に公表及び貸与してはならない。また、本業務中に知り得た事項を他に漏らしてはならない。甲より貸与された資料及び成果品については、乙は破損、紛失のないように取扱いに十分注意するものとする。

10. 撮影許可及び掲載許可申請手続き

- (1) 本業務の遂行にあたり、撮影許可及び掲載許可などの許可申請手続は、原則乙において対応するものとする。(申請に係る経費は委託料に含む。)
- (2) 乙は印刷物制作に係る写真の使用に際しては、関係機関に対して必要な使用申請を行う。
- (3) 乙は本業務に係る著作物等の使用に際しては、関係機関に対して必要な申請を行う。

11. その他

- (1) 個人情報および関係者から提供を受けた資料・情報等については、管理・保管を十分に行うとともに、情報の外部漏洩に細心の注意を払うこと。別記 1「個人情報取扱特記事項」を遵守すること。
- (2) 個人情報が含まれる書類を甲乙間で受け渡しする際は、乙で受け渡し記録簿を作成し、管理すること。
- (3) 本業務の実施にあたり、甲及び関係する機関と協議を十分に行うこと。
- (4) 本業務は、プロポーザル方式によるため、プロポーザルで提案した事項を遵守すること。
- (5) 本業務の実施にあたり、疑義が生じた場合は、甲、乙協議の上、定めるものとする。
- (6) 別記 2「公契約条例に関する遵守事項」を遵守すること。

以上

<別記1>

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないように、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、また同様とする。

(収集の制限)

第3 乙は、この契約による事務を行うために個人情報を収集するときは、当該事務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(目的外利用・提供の禁止)

第4 乙は、甲の指示がある場合を除き、この契約による事務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外の目的に利用し、又は甲の承諾なしに第三者に提供してはならない。

(漏えい、滅失及びき損の防止)

第5 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(従事者の監督)

第6 乙は、この契約による事務を処理するために取り扱う個人情報の適切な管理が図られるように、従事者に対して必要かつ適切な監督を行わなければならない。

2 乙は、この契約による事務に従事している者に対し、在職中及び退職後においても当該契約による事務に関して知り得た個人情報を他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないこと、個人情報の違法な利用及び提供に対して罰則が適用される可能性があることその他個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。

(複写又は複製の禁止)

第7 乙は、この契約による事務を処理するために甲から引き渡された個人情報が記録された資料等を甲の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

(再委託の禁止)

第8 乙は、甲が承諾した場合を除き、この契約による事務については自ら行い、第三者にその取扱いを委託してはならない。

(資料等の返還等)

第9 乙は、この契約による事務を処理するために、甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、この契約の完了後、直ちに、甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、当該指示に従うものとする。

(取扱状況についての指示等)

第10 甲は、必要があると認めるときは、随時、個人情報の取扱状況について、乙に対して、必要な指示を行い、若しくは報告若しくは資料の提出を求め、又は調査をすることができる。この場合において、乙は、拒んではならない。

(事故発生時における報告)

第11 乙は、この契約に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれのあることを知ったときは、速やかに、甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

(損害賠償等)

第12 乙は、その責めに帰すべき事由により、この契約による事務の処理に関し、甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。再委託先の責めに帰すべき事由により、甲又は第三者に損害を与えたときも、また同様とする。

2 甲は、乙がこの個人情報取扱特記事項の内容に反していると認めるときは、契約の解除又は損害賠償の請求をすることができるものとする。

<別記2>

公契約条例に関する遵守事項（特定公契約以外用）

本業務を受託しようとする者は、この遵守事項を理解した上で受託すること。

- 1 奈良県公契約条例の趣旨にのっとり、公契約の当事者としての社会的責任を自覚し、本業務を適正に履行すること。
- 2 本業務の履行に当たり、次に掲げる事項その他の法令を遵守すること。
 - ア 最低賃金法第4条第1項に規定する最低賃金の適用を受ける労働者に対し、同法第3条に規定する最低賃金額（同法第7条の規定の適用を受ける労働者については、同条の規定により減額して適用される額をいう。）以上の賃金（労働基準法第11条に規定する賃金をいう。）の支払を行うこと。
 - イ 健康保険法第48条の規定による被保険者（同法第3条第4項に規定する任意継続被保険者を除く。）の資格の取得に係る届出を行うこと。
 - ウ 厚生年金保険法第27条の規定による被保険者（同条に規定する70歳以上の使用される者を含む。）の資格の取得に係る届出を行うこと。
 - エ 雇用保険法第4条第1項に規定する被保険者について、同法第7条の規定による届出を行うこと。
 - オ 労働保険の保険料の徴収等に関する法律第4条の2第1項の規定による届出を行うこと。
- 3 本業務の一部を、他の者に請け負わせ、若しくは委託し、又は本業務の履行に他の者が雇用する労働者の派遣を受けようとするときは、当該他の者に対し、この遵守事項を周知し、遵守するよう指導すること。